

監査委員選任議案への反対討論＝天下みゆき、12月10日（決定稿）

私は日本共産党宮城県会議員団を代表して、議第241号議案、監査委員の選任につき同意を求めることについて、討論いたします。

日本共産党県議団は、監査委員4人のうち2人を議会選出としてきた現行制度を改めて、1人にすべきと主張してきました。これは本県の特殊事情をふまえての判断でした。本県には、かつて絶対に繰り返してはならない食糧費・カラ出張問題がありました。不正を見抜けなかった原因の一つとして、監査委員の問題が議論され、平成8年12月に出された議会改革検討委員会報告書には、「監査委員制度の充実強化が図られることを条件に、現行の2名から1名とすることを考慮するとの意見が多数を占めた」と明記され、「報告書の結果を踏まえ、速やかに改善されるよう期待する」と報告されています。私どもはこの立場を堅持してきました。

しかし、残念なことに、その後の議会の趨勢として、監査委員の選任の困難さなどを理由に、議会選出の2名はやむをえないとの意見が多数を占めています。一方、私どもが主張してきた方向性は、最近の全国的な動向とも合致しています。一昨年改正された地方自治法では、自治体の裁量で議会選出監査委員の定数をそれまでの1人から2人までをゼロから2人まで選べるようになりました。この根底には、地方制度調査会答申などで出された、議会は議会としての監視機能に特化していくべきという考え方があります。議員は地方公共団体の内部にあることや、短期に交代している例も多いことから、監査はより独立した専門性の高い主体が担うべきとする改革方向がだされています。

日本共産党県議団は、この間のこうした全国的な動向と改革の高まりを受け、各会派代表者会議などで、監査委員制度のあり方について抜本的な議論をおこなうことを求めてきました。とくに、前期は監査委員経験者の議長が相次いで監査請求されるなど、政務活動費をめぐる改革は待たなしの状況にありました。私どもは県民の信頼を回復するための監査委員制度を含めた議会改革をすすめるべきと主張してきました。ところが、監査委員については、抜本的な議論をすることなしに、慣例に従い現行通りという方向が続いています。こうした対応に異議を表明し、本議案には同意しかねることを申し上げます。

県議会として、監査委員制度のあり方について抜本的な協議に入ることを訴え、反対討論といたします。

ご静聴ありがとうございました。